

受託研究費算定要領(その他の受託研究)

国立病院機構 長崎川棚医療センター

平成 22 年 4 月改訂

平成 24 年 4 月改訂

その他の受託研究に係る経費算出基準

①謝金

当該研究の遂行に必要な協力者(専門的・技術的知識の提供者等)に対して支払う経費。

算出基準: 院内の諸謝金支給基準による。

②旅費

当該研究の遂行に必要な旅費。

算出基準: 「独立行政法人国立病院機構旅費規程」による。

③検査・画像診断料

当該研究に必要な追加の検査・画像診断料

算出基準: 保険点数の 100 / 130 × 10 円

④臨床試験等研究経費

当該研究に関連して必要となる研究経費。

算出基準: 当該研究に従事する職員の延所要時間数 × 勤務時間 1 時間当たりの給与単価

※ 1 延所要時間数は、過去の受託研究の実績及び以下の点を勘案して算出することとし、診療行為にかかる時間は除く。なお、過去の実績がないものについては類似の受託研究を参考に算出する。

- ・研究依頼者及び病院内部との連絡調整、研究実施計画の作成等に要する事前調整に要する時間。
- ・症例・試験データの記録及び研究のための出張準備、目的地での資料収集、情報交換、関連調査等に要する実施時間。
- ・委託者から要請のあった症例報告等研究結果にかかる連絡調整、報告作業等に要する事後整理時間。

※ 2 勤務 1 時間当たりの給与単価は以下により算出する。

前年の年間給与支給額 + 社会保険料の事業主負担額

$$1 \text{ 時間あたり単価} = \frac{\text{前年の年間給与支給額} + \text{社会保険料の事業主負担額}}{\text{年間勤務時間 (38時間45分} \times 52 \text{週)}}$$

⑤備品費

当該研究において求められている結果を導くために必要不可欠であり、かつ、当該施設で保有していない機械器具(保有していても当該研究に用いることのできない場合を含む。)の購入に要する経費。

⑥人件費

当該研究に従事する職員に係る人件費(給料、各種手当等)。

⑦委託料

当該研究に関連する受託研究審査委員会等の速記委託、研究関係書類の保管会社への保存委託、等に要する経費。

⑧事務費

当該研究に必要な光熱水料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、受託研究審査委員会等の事務処理に必要な経費、研究の進行の管理等に必要な経費。

算出基準: 上記経費(①~⑦)の 10%

⑨管理費

技術料、機械損料、建物使用料、受託研究管理経費(症例検索のためのデータベース作成費等)、その他①~⑧に該当しない受託研究関連経費。

算出基準: 上記経費(①~⑧)の 30%